

個人情報保護制度に関するQ & A



旭川市では、国の職員の方を講師に招き、個人情報保護制度に関する地域説明会を実施してきたところです。

今回は、地域説明会で出された主な質問や意見などについて、次のとおりまとめました。

町内会長に既に配布している「町内会の個人情報」と合わせて、今後の町内会活動の参考にしてください。

Q1 個人情報保護法の中で、個人情報を取り扱っている「事業者」と「従業員」という言葉がありますが、町内会の場合の対象について教えてください。

A1 「事業者」は株式会社などの法人に限らず、町内会、マンションの管理組合、NPO法人、同窓会などの非営利組織も含まれます。

また、「従業員」は町内会の場合でいうと、会を運営する役員のことであり、会員は対象になりません。

Q2 平成29年5月30日の法改正（全ての事業者に個人情報保護法が適用）より前から既に町内会員の個人情報（住所、氏名等）を持っていますが、会員に対しては、どのように対応したら良いですか。

A2 既に会員に対して、利用目的を伝え、第三者提供について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何か行う必要はありません。

ただ、平成29年5月30日以降に新会員から個人情報を取得するときは、利用目的や問合せ先を書面で伝え、取扱い方法や第三者提供について同意を得ておくほか、個人情報を安全に管理するといったことが必要です。

Q3 個人情報の取扱いについての同意は、本人からの口頭による意思表示での確認でも構いませんか。

A3 個人情報の利用目的、取扱い方法、第三者提供のルールについて伝えた上で、本人からの同意する旨の口頭による意思表示でも構いません。

ただ、後になって返答の有無についてのトラブルを回避するためにも、同意書をもっておくことが望ましいです。

Q4 緊急で町内会未加入の方の安否確認が必要のため、警察署や消防署から本人の氏名等の個人情報を教えてほしい旨、町内会役員に依頼がありました。

氏名、顔、勤務先を知っていますが、町内会員でないことや、急であったので親族の同意を得ることはできませんが、教えても良いですか。

A4 町内会の未加入者であっても、災害時や人の生命、身体又は財産を守る場合であれば、本人や親族の同意を得なくても、警察署や消防署に情報提供することはできます。

Q5 公民館で活動しているサークル団体の役員です。生涯学習活動団体に登録をする際、公民館からサークルの会員名簿を提出するよう依頼がありました。本人の同意を得ないで提出することはできますか。

A5 サークルが生涯学習活動団体の登録をする際は、公民館では管理運営のために会員名簿の提出を求めています。

地方公共団体が法令の定める事務を実施する上で、サークルの協力が必要であり、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、サークルは、本人の同意を得ることなく個人情報を提出することができます。

サークル内においても個人情報の利用目的を明確にし、適切な安全管理等を行うほか、公民館への第三者提供について予め会員に説明しておくが良いです。

Q6 町内会の広報誌に活動写真の掲載を考えてます。写っている人の氏名を入れず写真のみの掲載では本人を識別できないと思うので、個人情報に該当しないと思います。本人から同意を得る必要はありますか。

A6 広報誌に氏名等の記載がなくても、町内会員が写真を見ることで特定の個人を識別できる場合は個人情報に当たる可能性が高いので、掲載するときは、写真を撮る際に趣旨や利用目的を説明するなどして、本人から同意を取っておくことが重要です。

Q7 旭川市で作成した「町内会の個人情報」の個人情報取扱要綱における参考例に沿って、要綱を作成したいと思いますが、注意点はありますか。

A7 個人情報取扱要綱（参考例）の第5条（利用）の第1項第2号でお示しのとおり、利用目的の範囲を明確化するために、「会員に対する会員名簿及び会の区域図の配布及び掲示（看板）」としておくが良いです。

また、（参考例）の第8条（提供先）の第1項第5号でお示しのとおり、名簿等を委託先に提供する場合、本人の同意を得なくても提供できますが、各団体には委託先の監督義務があるため、「印刷業者の選定を適切に行うとともに、個人情報を適切に取り扱うよう監督するものとする。」などと記しておくが良いです。